

立川市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の公布による。

立川市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の分限に関する条例（平成20年立川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（休職の期間） 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年（<u>非常勤の職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>にあつては、1年。以下同じ。）を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。 2～5 ……略…… （休職者の身分） 第4条 ……略…… <u>2 休職者には、その休職の期間中他の条例に別段の定めがない限り、いかなる給与又は報酬も支給しない。</u>	（休職の期間） 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。 2～5 ……略…… （休職者の身分） 第4条 ……略…… <u>2 休職期間中の給与は、別に条例で定める。</u>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。